

## 相談事例

### 《相談の内容》

70代の一人暮らしの女性。ある日、玄関先に業者が来訪、**青とピンクの布団生地**を見せられ「**どちらが好きか**」と聞かれた。「**ピンクの方が好き**」と答え、何気ない会話を交わした後、**書面にサイン**をさせられた。目が悪く、書面の内容がよく分からなかったが、大きな声を出されるので仕方なくサインした。後でよく見ると「**羽毛布団など5点で、150万円**」の契約書になっていて驚いた！

## 布団生地の好みを聞かれ、応じたら高額な羽毛布団の契約になっていた！

### 《対応の内容》

布団の訪問販の勧誘であることをわざとせず、布団生地の色好み聞くふりをして、契約書にサインをさせており、非常に悪質です。特定商取引法では、訪問販売での勧誘に際し、販売目的を告げなかったり、うその説明をしたり、威迫、困惑行為を禁止しています。

本件は、契約後、日数が経っていませんでしたので、クーリングオフ（一定期間無条件解約）が適用され、書面で手続きをしました。

## 身守りのポイント

高齢者、特に一人暮らしの人は寂しくて、誰かと話がしたいと思っていることが少なくありません。悪質業者は、優しい言葉で近寄ってきて、高齢者の話し相手になってくれたりするので、つい話にのってしまいがちです。高齢者には、困ったときに気軽に相談できる環境をつかってあげることが大切です。また、①契約書をよく読むこと、②字が小さくて読めない場合は書面を置いて帰ってもらうこと、③内容を確認せずサインをすることは、非常に危険なことであるなど、契約上の注意点について日頃から話し合っておきましょう。

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 **043-207-3000**

〈連絡・問い合わせ先〉 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111